

福岡便教会会則

(名称)

第1条 この会は、「福岡便教会」（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、教職員が掃除という下座行を行う中で、掃除哲学を体得し、めざす教師像を具現する。さらに、学校教育の場で児童生徒と共に心を磨く掃除を行い、美しい心を持った人間を育成することを目的とする。

【めざす教師像】

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ① 困難から逃げない勇気ある教師 | ② 言動が一致し信頼される教師 |
| ③ 下座行に徹し、謙虚な教師 | ④ 心の大きな教師 |
| ⑤ 生き方を見直せる教師 | ⑥ 掃除による心の教育を実践する教師 |
| ⑦ 教師仲間に掃除の渦を起こす教師 | ⑧ 福岡スタンダードの核となる教師 |

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 定例福岡便教会（年3回）の開催
- (2) 学校等における心を磨く掃除の普及及び啓発活動
- (3) 前各号のほか、本会の目的達成に必要な活動

(会員)

第4条 学校・園及び教育委員会事務局に勤務する者をはじめ、教育に関心を持つ者で、本会に入会を希望する者は会員となることができる。

2 入会に関し、必要な事項は代表世話人会で協議し、別に定める。

(世話人)

第5条 本会の目的を円滑に遂行するため、次の世話人を置く。

代表世話人	1名	副代表世話人	1名
事務局	4名	会計	1名
世話人	若干名		

(世話人会の職務)

第6条 代表世話人は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副代表世話人は、代表世話人を補佐し、代表世話人に自己あるときは、その職務を代理する。
- 3 事務局は、会の諸事務を処理し、広報を担当する。
- 4 会計は、会の収支を処理し、管理する。
- 5 世話人は、会の活動の企画立案、実施のためのリーダーを務める。

(参加費)

第7条 会員は、参加費1千円を定例便教会の都度支払うものとする。

参加費は、定例便教会の弁当代、その他掃除に必要な消耗品代に充てる。

(補足)

第8条 この会則の施行に関し、必要な事項は世話人会が別に定める。

付則

この会則は、平成22年3月1日から施行する。

福岡便教会世話人会の組織

(世話人)

代表世話人	十時 宏徳	(元福岡市立博多中学校 校長)	
副代表世話人	田中 賢次	(福岡市教育センター研究支援課 課長)	
事務局長	深堀 雅基	(福岡市教育委員会 学校指導課 主任指導主事)	
同	十時 美子	(元福岡市立高宮中学校 校長)	
同	中尾 康二	(福岡市立高取中が校 教諭)	
同 (広報担当)	山本富美江	(福岡市立野間中学校 教諭)	
会計	前田 勉	(海の中道青少年海の家 主査)	
世話人	中野 賢次	(福岡市立野間中学校 校長)	
同	酒井 道行	(福岡市立弥永西小学校 校長)	
同	荒井 壽文	(福岡市立東住吉中学校 教頭)	
同	塩屋 淳子	(福岡市立南当仁小学校 教諭)	